

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）における愛知県が所管行政庁である場合の標準処理期間は次のとおりです。

1. 法第6条第2項の申出がない場合

(1) 品確法第6条の2第5項により確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが添付されている場合

申請の種類	一戸建ての住宅			共同住宅等		
	新築	増築 ・改築	既存	新築	増築 ・改築	既存
法第5条第1項から第7項の認定	7日	8日	8日	14日	16日	16日
法第8条第1項の変更認定	7日	8日	8日	14日	16日	16日

(2) 上記以外の場合

申請の種類	一戸建ての住宅			共同住宅等		
	新築	増築 ・改築	既存	新築	増築 ・改築	既存
法第5条第1項から第7項の認定	21日	24日	24日	35日	40日	40日
法第8条第1項の変更認定	21日	24日	24日	35日	40日	40日

2. 法第6条第2項の申出がある場合

1. に掲げる日数に、建築基準法に定める日数を加算する。

3. 法第18条第1項の許可

標準処理期間（日）	協議日数（内数）
60	30

4. 共通

申請の種類	一戸建ての住宅	共同住宅等
法第9条第1項又は第3項の変更認定	7日	7日
法第10条第1項の承認	7日	7日
変更届	4日	5日

※休日、図書の不備があった場合の追加提出に要した日数、及び、基準を満たすかどうか判断できない場合に行う質問に対する回答に要した日数は含めない。